

堺個審答申第106号

(答申第142号)

令和3年11月22日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会

会長 矢口智



答 申

令和3年10月12日付けイノ推第3299号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	AI音声テキスト変換システムの導入について
分類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	ICTイノベーション推進室 ICT推進担当
審議日	令和3年10月13日(第190回) 令和3年11月15日(第191回)

## 審 議 結 果

### 審議会の結論

堺市長が令和3年10月12日付で堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「AI音声テキスト変換システムの導入について」は、システム利用課における事務支援・事務効率化に必要なシステムとして、データの外部漏えい防止策など個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

なお、相談業務支援機能について、市民対応で使用を開始する際は、その内容を審議会に報告すること。